

## 南陽市健康まちづくりアドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第6次南陽市総合計画に掲げる「健やかで安心な暮らし・子育て」の実現に向けて、スポーツを通じた健康づくり施策の具現化のため、多様な主体が行うきめ細かな取組を主体的に推進する際に専門的見地からの提言を行なうため、南陽市健康まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 市長は、スポーツを通じた市民のライフパフォーマンス向上や活動機会の創出、地域活性等健康のまちづくりに関して学識経験及び専門知識を有する者のうち適当と認める者を本人の承諾を得てアドバイザーとして委嘱する。

### (任期)

第3条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、委嘱期間満了の1か月前までに市長又はアドバイザーのいずれからも特段の意思表示がない場合は、任期を2年間延長するものとし、以降も同様とする。

### (職務)

第4条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツを通じた健康まちづくり施策の企画及び実施に関する助言・提言等
- (2) その他スポーツを通じた健康まちづくりに関する事項

### (アドバイザーの派遣)

第5条 市長は、地域団体及び自主的に健康増進に取り組んでいる団体又は取組もうとしている団体等であって、次のいずれにも該当する団体（以下「取組団体」という。）に対し、アドバイザーを派遣することができる。

- ア 主たる活動範囲が南陽市内であるもの
- イ 自主的かつ継続的に活動を行なうもの
- ウ 政治的又は宗教的活動を目的としないもの

2 前項の取組団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。団体にあつては、団体及びその代表者が市税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

### (派遣の申請)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、南陽市健康まちづくりアドバイザー派遣申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 取組団体が前項の申請をしようとする場合は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 活動目的、範囲等を記載した図書

(2) その他、市長が必要と認める図書

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をアドバイザーの派遣を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を決定したときは、速やかに当該アドバイザーに依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣された日から30日以内にその結果を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。